	第３３回　金山町農業委員会総会議事録
	1.　開催日時　令和８年４月２４日（金）　午前９時～ 2.　開催場所　役場第２庁舎大会議室 3.　出席委員　農業委員８名中６名出席（２番 長倉委員、６番 細谷委員 欠席） 4.　議　　事 ・議案第 115 号　農地法台 3 条の規定による所有権移転許可申請について ・議案第 116 号　農地法台 3 条の規定による賃借権設定許可申請について ・議案第 117 号　金山町農用地利用集積等促進計画令和８年度第１号について
事務局長	皆さんおはようございます。それでは開会のご挨拶を柴田会長代理よりお願いいたします。
柴田代理	おはようございます。世界情勢の影響がどうなるか分からず、肥料や資材の高騰など非常に厳しい状況です。それでも農家は春が来れば耕作をしなければなりません。皆様怪我のないようにしてください。それでは第 33 回金山町農業委員会を開催します。
事務局長	ありがとうございました。続きまして青柳会長よりご挨拶を頂戴します。よろしくお願いいたします。
青柳会長	皆様おはようございます。今年度第 1 回目の総会となります。事務局が 1 人減りまして大変でしょうけれどもよろしくお願いします。7 月改選の委員もほぼ決まり、6 月議会で承認される予定です。今年は雨不足で水に苦労するのではないかと思っています。また、相続放棄の案件が増えており、中間管理機構に預けても受け手が見つからないという課題も出てきています。今までと違った案件が出てきますがよろしくお願いします。
事務局	ありがとうございます。本日は 2 番の長倉委員、6 番の細谷委員が欠席です。会議規則第 6 条の規定により委員 8 名中 6 名の出席で総会が成立いたします。参考資料をご覧ください。 （資料読み上げ報告） 報告につきましては以上となります。それでは会議規則第 5 条の規定により議長を会長にお願いし、併せて議事録署名委員の選任をお願いします。
議長	それでは議事録署名委員の選任をいたします。3 番横山委員、4 番野正野委員を選任いたします。 早速議事に入ります。議案第 115 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局	それでは私から議案第 115 号の説明をさせていただきます。 （資料を読み上げ説明） 以上の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当いたしませんので、ご審議の程よろしくお願いします。
議長	担当の柴田委員から説明をお願いします。
柴田代理	7 番柴田です。金額的に安くなっていますが、〇〇さんは□□地区で農作業をしており問題ないと思います。
議長	皆様からご質問ございませんか。
片桐委員	はい。
議長	片桐委員。
片桐委員	はい 1 番片桐です。10a あたり 3 万は随分安いですが、今までは〇〇さんが耕作していたのでしょうか。
柴田代理	今までは〇〇さんではありませんでした。相手が買ってくれということで、お互いの合意でその金額になったそうです。
事務局	事務局より補足いたします。当初は△△さんから〇〇さんに無償譲渡したいとのお話でしたが、〇〇さん側が無料ではお気の毒だという事で、少しでも気持ちをお渡ししたいという意味での額となっております。
片桐委員	最近は無償の贈与も結構出ています。それが標準の値段になってくると心配な面もあります。
議長	他に質問がなければ採決をとらせていただきます。賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成で可決いたしました。 次に議案第 116 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、2 ページをお開きください。議案第 116 号です。

	（資料を読み上げ説明）
	以上 3 件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当いたしませんのでご審議の程よろしくお願いします。
議長	1 番の案件について担当委員から説明をお願いします。
髙橋委員	はい、5 番髙橋です。亡くなった〇〇さんの農地について、△△さんが 3 条契約を結ばれました。隣接する農地もあり影響ないと思います。
議長	質問がなければ決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。
	（全員挙手）
	全員賛成で可決いたしました。2 番の案件についても事務局の説明の通りでご意見ありませんか。
	（全員挙手）
	全員賛成で可決いたしました。 3 番の案件について柴田委員から説明をお願いします。
柴田代理	〇〇さんは東根市へ引っ越しております。近隣で耕作している△△さんが受けることは何ら問題ないと思います。
議長	質問がなければ採決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。
	（全員挙手）
	全員賛成で可決いたしました。 次に議案第 117 号 金山町農用地利用集積等促進計画 令和 8 年度第 1 号について事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、それでは 4 ページをご覧ください。議案第 117 号です。
	（資料を読み上げ説明）
	以上、ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	本件は私の案件となりますので、柴田会長代理に進行をお願いします。

	（青柳会長退席）
柴田代理	それでは、この議案についてご質問・ご意見ございませんか。
	（なしの声） なければ採決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。
	（全員賛成）
	全員賛成で可決いたしました。
	（青柳会長着席）
議長	続いて報告事項に入ります。合意解約の通知について事務局の説明をお願いします。
事務局	（資料を読み上げ報告）
	以上報告を終わります。
議長	ありがとうございました。それではその他の事項について事務局からお願いします。
事務局長	「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し」についてです。県の基本方針変更に伴う町構想の見直しとなります。大きな変更点として、農業所得目標が概ね 450 万円（変更前より 100 万円増額)、総労働時間が概ね 1,700 時間（200 時間削減）となります。農用地利用集積目標は 10 年後で 85%に変更します。この構想に関してご意見をお聞きしたいと思います。
議長	農業所得 450 万円というのは大体何ヘクタールくらいの規模になりますか。
事務局長	29 ページ以降に県から示された 12 パターンの営農モデルを記載しています。例えば、キュウリ＋水稲＋大豆の経営モデルでは規模 5.3ha で所得 471 万円となるモデルが示されています。これらを目安に認定農業者の経営改善計画を作成していただくことになります。
議長	目標が 450 万円になるとハードルが高いですね。今は水稲をやめてニラ専業に切り替わっている状況などもあります。
事務局長	あくまでモデルであり、ニラ専業の方であればそれに合わせて所得算出を行います。頂いた意見も含めて県に協議し、6 月からの認定の基本にしていきたいと思っています。

議長	皆さんのご意見を反映して進めてください。 次に非農地証明に関する事務取り扱いについてお願いします。
事務局	非農地証明の現地確認において、委員や事務局の安全確保を最優先とする申し合わせの提案です。熊やイノシシの遭遇リスクが高い場所や、道が険しく危険な場所については、原則として現地への立ち入りを行わず、QGIS の航空写真や事務局の望遠写真、申請者からの写真を総合的に判断して決定する新たな運用としたいと考えております。
柴田代理	ドローンを利用することも検討してみてはどうでしょうか。農林課でも災害時に活用していると聞きます。
事務局	ドローンの講習を受けている職員もおりますので、予算が許せばそういった方向も検討してみたいと思います。
横山委員	非農地証明の目的は、税金を安くするためですか？
事務局	税金が安くなることもありますが、何十年も使わず山林化しているような土地を非農地として証明することで地目が変わり、農業委員会の許可という縛りがなくなることが大きいです。 先日、現場確認で□□に行きましたが、非常に危険な場所でした。
事務局長	昔、銀を掘った竪穴が何か所かあり、かつて人が落ちて亡くなった事がありました。
議長	今後はこのような取扱いで進めてもらいたいと思います。 次に、その他（３）について事務局説明をお願いします。
事務局	令和７年度　最適化活動の点検・評価について（「活動実績」「成果実績」欄の記入）についてご説明します。 （記入様式及び記入すべき事項について説明し、各自記入） 総会終了後、事務局へご提出をお願いします。
議長	はい、これで第３３回農業委員会総会を終了いたします。皆様お疲れ様でした。
	議　　長　青柳　栄一 議事録署名委員　横山　芳子

	議事録署名委員　　正　野　　広